

○環境省告示第七十八号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）別表第七の四の項下欄ハの規定に基

づき、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和二年十月七日

環境大臣 小泉進次郎

特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等

大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハに規定する特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等は、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。